

♪ 教えて！まみりん ♪

令和3年5月

点検商法に注意！



Q 「点検商法」の被害が多いと聞きますが、注意点を教えてください。

A

住宅の屋根や床下を「無料で点検します」と突然自宅に訪問してきた事業者から「このままでは大変なことになる」などと不安をあおられ、不要不急のリフォーム工事をさせられたという「点検商法」に関する相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。

屋根や床下など消費者が容易に確認できない部分は、本当に不具合があるのか判断することは難しく、言われるままに工事の契約をしてしまいがちです。点検結果はうのみにせず、ほかの事業者から見積もりを取るなど、本当に必要な工事かどうかを検討しましょう。契約するときには、工事の内容や金額をしっかりと確認することが大切です。

訪問販売での契約は、書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフが可能です。

不安に思ったら、消費生活センターに相談してください。